

ふるさとを返せ 津島原発訴訟 原発事故の責任を問いふるさとを原状回復 するために公正な判決を求める署名

仙台高等裁判所第1民事部裁判長 殿

2011(平成23)年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故は、大量の放射性物質を撒き散らし、極めて過酷な被害をもたらしました。とりわけ、福島県浪江町津島地区は、高濃度の放射能汚染のため全域が帰還困難区域とされ、地区内の一部(僅か1.6%)で特定復興再生拠点整備事業が進められていますが、地区住民はふるさとへいつ帰れるか目途も立たないまま、身が震える憤りとふるさとへの痛切な想いを胸に、異郷で避難生活を送らざるを得ない状況にあります。

このため、地区住民は、この過酷事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を明らかにし、原発事故前と同様に平穏な日常生活が送れるよう環境の回復(原状回復=ふるさとを返せ)と損害賠償を求めて2015(平成27)年9月福島地方裁判所郡山支部に提訴しました。2021(令和3)年7月に下された判決は、原発事故の甚大性・重大性を真正面から受け止め、国・東電の原発事故に係る責任を明確に認め断罪しました。また、津島地区の自然や歴史、人と人のつながりなど、ふるさと津島とその暮らし、及び原発事故による過酷な被害について具体的かつ詳細に事実を認定して損害賠償を命じました。しかし、悲願である原状回復請求が却下され損害賠償額も低い水準に抑えられたため、地区住民は原審判決の不十分さを克服するため控訴しました。

貴裁判所においては、地裁判決が認定した被害の実情を真摯に受け止め、地区住民の悲痛な訴えに耳を傾け、歴史の検証に堪える公正な判決を下されることを強く要請します。 締め切り：11月末日

氏名	住所
	都道府県

【取扱団体】 なのはな生活協同組合 〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 678-2

【署名集約先】

● 福島原発事故津島被害者弁護団事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10F
電話 03-3352-3663 FAX 03-3352-9476

● 津島原発訴訟を支える会 共同代表：吉川一男

〒963-0128 福島県郡山市三穂田町駒屋字柏坊 1
電話 090-7663-1566

※ 随時集約を行いますので、上記宛て送付いただきますようお願いいたします。